

一行政書士用一

平成29年度 経営事項審査受付日程表

4月							5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
									8	9	代					5	6	代		
		10	11	代																
		17	18	代					22	23						19	20	代		
7月							8月							9月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		3	4	代					7	8	代					4	5	代		
		10	11	代												11	12	代		
									21	22	代									
		24	25	代						29	代									
10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		2	3	代					6	7	代					4	5	代		
			10	代					13	14	代					11	12	代		
		16	17	代						21	代					18	19	代		
1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			9	代					5	6	代					5	6	代		
		15	16	代						13	代						13	代		
		29	30	代																

◎(代)の日は、行政書士代理申請のみ受審できる受付日です。(日付の入ってる日は一般受付日)

●代理申請日受付時間…午前 9:00～10:30 午後 1:15～3:30

(一般日受付時間…午前 9:00～11:00 午後 1:15～4:00)

◎受付場所…横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター4階 経営受付

《 特にご注意ください 》

経営事項審査の有効期限は審査基準日から1年7ヶ月です。切れ目がないよう、決算が確定したら速やかに経営状況分析・経営事項審査の申請を行ってください。

(有効期間が切れている間は公共工事を請け負うことはできません。)

【お願い】

- ・一般受付日は混雑する傾向があります。なるべく行政書士代理申請日に申請をお願いいたします。
- ・代理申請日は、複数申請の一括受付ができます。(一般受付日は、1件ごとの受付となります)
- ・申請書の様式は、平成28年11月1日～のものが最新様式です。
- ・解体工事(経過措置)にかかる申請に不備が見られます。今一度、最新の申請手引きを確認ください。
- ・代理申請においては、委任状の添付をしてください。なお、行政書士が作成した申請書については、記名と職印押印が義務となります。(行政書士法施行規則第9条第2項)
- ・受付時間は厳守してください。時間に余裕を持ってご来場ください。